

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例

平成27年12月25日

島根県条例第51号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用に関する条例をここに公布する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利
用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ
る。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をい
う。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワーク
システムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(令6条例11・令7条例7・一部改正)

(県の責務)

第3条 県は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講
ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策
を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる県の執行機関が行
う同表の右欄に掲げる事務及び県の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 県の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平28条例1・令6条例11・一部改正)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書の規定は、法附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

(政令で定める日＝平成29年5月30日)

附 則 (平成28年条例第1号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

(政令で定める日＝平成29年5月30日)

附 則 (令和2年条例第38号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年条例第11号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝令和6年5月27日)

(令7条例7・一部改正)

附 則（令和 7 年条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

（平 28 条例 1・追加、令 2 条例 38・令 7 条例 34・一部改正）

執行機関	事務
1 教育委員会	島根県立高等学校等条例（昭和 39 年島根県条例第 27 号）による授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	島根県立高等学校等条例別表第 1 に掲げる高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 3 条第 1 項に規定する就学支援金をいう。別表第 2 の 2 の項において同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 教育委員会	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。別表第 2 の 3 の項において同じ。）の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

（平 28 条例 1・追加、令 2 条例 38・令 7 条例 34・一部改正）

執行機関	事務	特定個人情報
1 教育委員会	島根県立高等学校等条例による授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（2 の項及び 3 の項において「就学支援金関係

		情報」という。)であって規則で定めるもの
2 教育委員会	島根県立高等学校等条例別表第1に掲げる高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの